

第27回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和2年8月31日（月）
午前9時23分から11時11分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 17名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・2名（稲山 富保委員、谷元 英昭委員）
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
議案第4号 農地法第5条の許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画について
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 非農地判断について
- 6 農業委員会事務局 局長・次長・日高・崎田・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:23	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、只今から、第27回日南市農業委員会総会を開会致します。1番稲山富保委員、16番谷元英昭委員より欠席届が提出されております。只今の出席農業委員は17名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に13番池田陽子委員、17番杉本昭二委員の両名を指名します。次に、本日の日程について事務局長より説明させます。
	局 長	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明致します。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。

局 長	本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後、全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。
議 長	お諮り致します。只今、事務局長が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることに致します。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第 1 号から議案第 7 号について一括上程し、議題と致します。ここで、提案理由を事務局長より説明させます。
局 長	提案理由の説明の前に議案の修正がございますのでお願いします。 総会資料 1 ページ、議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請につきまして、受付番号 2 番について、申請者本人からの取り下げの申し出がありましたので削除をお願い致します。 それでは、只今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明を致します。 議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について、農業委員会あて申請がありました 4 件について当農業委員会として許可すべきか、否かを審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、使用貸借権が 2 件で、受付番号 1 番は経営移譲のため、受付番号 5 番は経営規模拡大のためとなっております。 所有権移転が 2 件で、受付番号 3 番、4 番は経営移譲のためとなっております。 次に議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について、県知事あて申請がありました 1 件について意見書を付さなければなりませんので、審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、受付番号 1 番は植林のためとなっております。 次に議案第 3 号、農地転用事業計画変更申請について、県知事あて申請がありました 1 件について意見書を付さなければなりませんので、審議して頂きますよう提案いたします。申請の内容についてですが、平成 26 年 6 月に駐車場用地として許可を受けましたが、申請地に一般個人住宅を建築するため、事業計画変更を申請されるも

	局 長	のです。 次に、議案第 4 号、農地法第 5 条の許可申請について、県知事あて申請がありました 3 件について意見書を付さなければなりませんので、審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、全て所有権移転で、受付番号 1 番は従業員駐車場用地のため、受付番号 2 番は駐車場用地のため、受付番号 3 番は一般個人住宅用地のためとなっております。 次に、議案第 5 号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、34 件について、審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が 22 件で、賃借権設定が 15 件、使用貸借権が 7 件となっております。更新の利用権設定が 4 件で、賃借権設定が 3 件、使用貸借権設定が 1 件となっております。所有権移転は 4 件です。中間管理権設定は 4 件となっております。 次に、議案第 6 号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました 2 件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案致します。受付番号 1 番は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難なため、受付番号 2 番は、申請地の所在が明らかでなく、道路改良事業により農地以外の土地と見込まれるため、非農地として証明するものであります。 次に、議案第 7 号、非農地判断について、利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査により、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地、非農地として農業委員会が判断する必要があることから、16 件について審議していただきますよう提案致します。整理番号 133 番から 148 番はすべて、「非農地判断の基準について」の 4 番に示してある条件に該当する農地であります。 以上、説明致しましたが、よろしくご審議くださいますようお願い致します。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願い致します。

10:08	議 長	地区別審査会場を事務局長より説明させます。
	局 長	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室 1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室 2、北郷地区は会議室 3、南郷地区は会議室 4 でお願ひ致します。
	議 長	只今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。 地区別審査会は 10 時 10 分をめでに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開致します。それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について 4 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願ひます。
	平 賀	はい、4 番平賀です。受付番号 1 番について説明します。7 月総会で取り下げのあった案件です。今回は耕作されていない土地を除き、確実に耕作が見込める柑橘園のみの申請です。7 月 26 日に借人と細田・大窪地区推進委員の井上委員の立会いの下現地調査し、8 月 27 日に再度、借人と井上委員に電話で確認しました。貸人と借人は親子関係です。借人は兼業農家ではありますがこれまでも柑橘園の栽培管理をしっかりとされております。申請地は、大窪地区の 13 筆です。調査の結果特に問題無く、許可妥当と判断しました。ご審議お願ひ致します。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番、4 番について、担当委員より報告願ひます。
	山元(敏)	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。まず、受付番号 3 番について説明します。飢肥・酒谷地区推進委員の三賢委員の協力を得て、8 月 25 日譲受人立会いの下現地調査致しました。申請地は、日南振徳高校から約 5 km 乱杭野の山を登り、北郷に抜ける道の途中です。譲渡人と譲受人は親子関係で、譲受人である息子に今回所有者移転するという事です。譲渡人の自宅周辺に農地があ

10 : 13	山元(敏)	り、きれいに耕作されておりました。特に問題無く、許可妥当と判断しました。
		続いて、受付番号 4 番について説明します。北郷地区推進委員の木脇委員の協力を得て、8 月 25 日に譲受人立会いの下現地調査致しました。申請地は、北郷から田野に向かう途中の宿野地区です。譲渡人は譲受人のおばで、宮崎市在住の為に維持管理もできず、相続人である息子達に相続の意思が無い事から、今回の申請となったとの事です。道路沿いの畑はきれいに管理されており、特に問題無いと思いますのでご審議お願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
	井上(英)	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付番号 5 番について説明します。8 月 25 日貸人に電話で確認を取り、借人立会いの下現地調査致しました。申請地は、大窪公民館から柑橘園地帯を左へ約 500m 行った所です。貸人は約 10 年前に身体を壊し、その後奥さんが管理されていましたが管理が難しくなり、5 年前より借人に管理をお願いしていました。適切に生産管理されており、問題いと思います。ご審議お願い致します。
	議 長	只今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。
	田 中	次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について 1 件 の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
		はい、5 番田中です。受付番号 1 番について説明します。26 日に申請人に連絡を取り現地調査致しました。申請地は潟上、笹ノ久保地区の農免道路の入口から約 500m 入って左の山手の方に上り、500 m 行った所です。2 年前までは水田として管理していたそうですが、道も崩れている所があり、周辺はほとんど杉山です。農地は若干あ

10 : 15	田 中	りますが、悪影響を及ぼす事はなく、何も問題無いと思いますので ご審議お願い致します。
	議 長	只今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願い します。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当 とすることに決定しました。 次に、議案第 3 号農地転用事業計画変更申請について、1 件の審議 をお願い致します。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より 報告願います。
10 : 17	山元(陸)	はい、18 番山元です。受付番号 1 番について説明します。8 月 27 日に申請人立会いの下現地調査致しました。場所は、吾田の J A ガ ソリンスタンドの東側で産業道路沿いの一画です。平成 26 年 6 月に 駐車場用地として転用許可を受けましたが、隣接地に両親の住宅地 があり、今後の勤務や子供の将来を見据えて、両親宅横に住宅を建 築する計画となったようです。周りは全て住宅地で、雨水は隣接す る道路側溝に流し、家庭排水は下水道に接続するとの事です。特に 問題無く、許可妥当と判断しました。ご審議お願い致します。
	議 長	只今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 3 号について、議案に賛成される方の挙手をお願い します。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり承認するこ とに決定しました。 次に、議案第 4 号農地法第 5 条の許可申請について 3 件 の審議を お願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報 告願います。
	平 賀	はい、4 番平賀です。受付番号 1 番について説明します。8 月 26 日に譲渡人に電話確認し、譲受人、代理人立会いの下現地調査致し

	平 賀	ました。譲渡人の 2 人は市外、県外に在住で、農地の管理が出来ない為、申請地を売却したいとの事です。譲受人は幼稚園などを経営している学校法人の理事長です。現在借地で利用していた駐車場の返還申し出があった為、幼稚園周辺にある申請地を従業員の駐車場用地として整備する為に申請を行うものです。申請地は星倉山瀬地区で、市道楠原平野線の西側にある譲受人の経営する幼稚園から約 100m 行った市道に隣接した所です。本件の転用面積は 490 m²ですが、隣接地の宅地も合わせて整備され、駐車場の合計面積は約 1500 m²となり、約 30 台分の駐車場を整備する計画です。土地は整地を行い、雨水は側溝に流します。隣接地は宅地と山林で農地はありません。調査の結果許可妥当と判断しました。ご審議お願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	山元(敏)	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号 2 番について説明します。8 月 26 日に譲受人立会いの下現地調査致しました。申請地は、国道 222 号線を油津方面から飢肥に向かい、吾田交番の斜め前の自動車販売会社の跡地に隣接する三角地です。右側は J R 日南線の線路の斜面、左側は住宅のブロックです。譲受人は、申請地横の土地を取得して仕出し業の作業場を作る計画で、従業員の駐車場用地として本申請地を取得するとの事です。特に問題無いと思いますので、ご審議お願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 3 番について説明します。25 日に譲受人に電話にて確認を行い、譲渡人立会いの下現地調査致しました。申請地は、目井津にある病院の向かい側になります。周りには住宅が立ち並び、農地はありません。譲受人は現在共同住宅に住んでおりますが、子供も大きくなって手狭になり、住宅を建築したく本申請となったようです。建築にあたっては、周辺はブロック塀で囲んで土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝に流す計画との事でした。譲渡人は離農されていて、何ら問題無いと思います。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	只今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。

10:22	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 4 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
		次に、議案第 5 号農用地利用集積計画について 34 件 の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について担当委員より報告願います。
	山 本	はい、9 番山本です。受付番号 1 番について説明します。8 月 25 日に細田・大窪地区推進委員の井上委員に同行してもらい、現地調査致しました。貸人は借人の母親外 3 名です。場所は大窪に 24 筆ありますが、そのうちの大字大窪字植山 3642 番 1 の 1,736 m ² については、何も植栽されておらず、竹が少々目立っていましたので、その 1 筆は除いて申請するように指導しました。その他の筆につきましては、妥当と判断しましたのでご審議お願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番についてですが、歌津委員につきましては、ご本人に関する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により退席をお願い致します。それでは、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	太 田	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の太田です。受付番号 2 番について説明します。8 月 26 日に貸人、借人に連絡を取り、現地調査致しました。場所は、平山にある神社前の道路を風田方面に約 150m 行った、左側の少し窪地になっている所です。隣接地に借人のハウスがあります。借人は、施設園芸栽培を手広くやっておられ、何ら問題無いと思いますのでご審議お願い致します。
	議 長	只今の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 5 号、農用地利用集積計画、利用権設定、受付番号 2 番について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、農用地利用集積計画、利用権設定、受付番

	議 長	号 2 番は原案どおり計画に同意することに決定しました。 ここで、歌津委員の退席を解きます。 続きまして、受付番号 3 番から 7 番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、15 番川添です。まず、受付番号 3 番について説明します。 28 日に貸人に連絡を取り、借人立会いの下現地調査致しました。申請地は、東郷の日南高岡線、松永交差点手前 100m から南へ約 200m 行った右手ハウスの一部になります。借人の法人の代表と貸人は親子関係です。代表者の変更もあり、今回利用権設定を結ぶとの事です。借人は、ハウス水稻、地頭鶏を経営する農地所有適格法人であり、何も問題ありません。 続いて、受付番号 4 番から 7 番について、借人が同じですので同時に説明します。28 日に貸人に電話確認し、借人と現地確認致しました。場所は高速道路の東郷入口の手前、約 300m の右手にあるハウス団地の中の 4 棟です。貸人はそれぞれ、県外在住、高齢である為、農業廃止・農業規模縮小するとの事です。借人は、ハウス、たばこ、水稻を経営している大規模農家で、数 10 年前から申請地を借りてハウス栽培をされており、今回新規に利用権設定を結ぶとの事です。何ら問題無いと思います。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 8 番、9 番について、担当委員より報告願います。
	井上(英)	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付番号 8 番、9 番について借人が同じですので同時に説明します。8 月 25 日に借人立会いの下現地調査致しました。申請地は、寺村公民館から西へ約 500m 行った柑橘園です。受付番号 8 番の貸人は借人の父親で、受付番号 9 番の貸人は借人の母親です。借人は柑橘類を生産されている認定農業者で、両親と共に適切に生産管理されております。問題無いと思われますので、ご審議お願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号 10 番について、担当委員より報告願います。
	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号 10 番について説明します。場所は、日南高岡線から都城に行く途中の

	木 脇	坂元集落の野球場の奥下になります。29 日に借人立会いの下現地調査致しました。以前利用権設定されておりましたが期限が切れており、今回の申請となったようです。貸人は施設入所中ですので、息子さんに電話で確認し、間違いのないとの事でした。何も問題無いと思いますので、ご審議お願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号 11 番について、私より報告致します。 現地につきましては、南郷にある野球場入口のマンゴーが作付けしてあるハウスです。借人はマンゴーを作付けされている認定農業者で、ここは以前から借人が耕作されており、今回正式に利用権設定するとの事です。貸人、借人とも 26 日に開取りをしております。以上の事を考慮しての審議をお願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号 12 番から 15 番について、担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 12 番から 15 番について、借人が同じですので同時に説明します。25 日に借人と申請地確認致しました。貸人には 30 日に電話にて確認しました。受付番号 12 番、13 番、15 番の申請地は、国道 220 号線を南郷から串間方面へ向かい、右手にある桜木橋を渡って正面のみかん畑です。受付番号 14 番の申請地は、津屋野にある老人ホームの裏手になります。借人はみかん、水稻を栽培されている認定農業者で、園地はきれいに管理されていました。貸人は 4 人とも離農されており、間違いのないとの事でした。問題無いと思いますので、ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 16 番、17 番についてですが、田中委員につきましては、ご本人に関する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により退席をお願い致します。それでは、受付番号 16 番、17 番について、担当委員より報告願います。
	加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 16 番、17 番について説明します。30 日現地確認致しました。受付番号 16 番の申請地は、瀧上小学校から南に約 200m 行くと波平瀬橋があり、その手前の田んぼです。受付番号 17 番の申請地は、波平瀬橋を

	加 藤	渡り 500m行った所にある田んぼです。借人はゴボウ、水稻を作付けされている認定農業者です。期間が 6 ヶ月となっていますが、早期水稻が終わり次第期間借地するとの事です。以上です。
	議 長	只今の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 5 号、農用地利用集積計画、利用権設定、受付番号 16 番、17 番について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、農用地利用集積計画、利用権設定、受付番号 16 番、17 番は原案どおり計画に同意することに決定しました。 ここで、田中委員の退席を解きます。 続きまして、受付番号 18 番から 22 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、5 番田中です。まず、受付番号 18 番、19 番について借人が同じですので同時に説明します。26 日に貸人、借人に電話確認しました。受付番号 18 番の申請地は、潟上の波平瀬地区周辺の田んぼです。受付番号 19 番の申請地は、波平瀬地区から串間方面に約 500m 行った原向地区にある田んぼです。借人は果樹、水稻、水田ゴボウを作付けされている認定農業者ですので何も問題無いと思います。 続いて、受付番号 20 番について説明します。26 日に貸人、借人に確認しました。申請地は、潟上小学校から串間方面へ約 1 km 行った所にある潟上神社を左に曲がり、ロケ野地区にある果樹園です。借人は果樹、ハウス金柑を栽培しておられる認定農業者ですので特に問題無いと思います。 続いて、受付番号 21 番、22 番について、借人が親子であり申請地も近くですので同時に説明します。26 日に貸人、借人に電話確認しました。申請地は、潟上から榎原方面に行く農免道路の、伊崎野地区入口左側の山の裏になります。その一画にハウス金柑、せとか、マンゴー、のハウス団地が 7 反ほどあり、その中の 2 筆です。何も問題無いと思いますので、ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 23 番、24 番について、担当委員より報告願

		います。
金 丸		はい、8 番金丸です。受付番号 23 番、24 番について、借人が同じですので同時に説明します。27 日現地確認致しました。申請地は、日南市星倉馬越交差点を北へ 150m 進み、宮ノ前交差点を左折して約 300m 行った所です。利用権の更新で、借人がきちんと管理しており、何も問題無いと思います。ご審議お願い致します。以上です。
議 長		続きまして、受付番号 25 番について、私より報告致します。 貸人と借人は親子で、息子である借人が現在耕作している農地の利用権設定の更新です。貸人は農業者年金の経営移譲年金を受給しており、今後も継続して受給する為に 2 回目の利用権設定を行うものです。今回の再設定で農業者年金の農地のしぼりが無くなる事になりますので、それを含めての審議をお願い致します。以上です。
議 長		続きまして、受付番号 26 番について、担当委員より報告願います。
田 中		はい、5 番田中です。受付番号 26 番について説明します。26 日に貸人、借人に連絡しました。申請地は、潟上小学校前にある水田の 1 筆です。借人はハウスマンゴー、果樹等を栽培されている認定農業者で、更新ですので何も問題無いと思います。ご審議お願い致します。以上です。
議 長		只今、各担当委員から利用権設定についての報告がありましたが、先ほど担当委員から説明のあった、受付番号 1 番の 1 筆については植栽されていない為に除外しての採択をしてよろしいかを含めて質疑はありませんか。
全委員		異議なし。
議 長		では、議案第 5 号、受付番号 2 番、16 番、17 番を除く、農用地利用集積計画、利用権設定については、受付番号 1 番を一部修正しての、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、受付番号 2 番、16 番、17 番を除く、農用地利用集積計画、利用権設定は一部修正して同意することに決定しました。

10:44	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付番号 27 番について、担当委員より報告願います。
	木佐貫	はい、11 番木佐貫です。受付番号 27 番について説明します。8 月 24 日に譲受人と電話連絡後、25 日に現地調査致しました。申請地は、日南高岡線の北郷の踏切を過ぎて焼酎道場の看板を左に曲がり、高速道路下から 20m 行った右側の 2 筆の田んぼです。貸人は以前、別の農地所有適格法人に貸しておりましたが、売買を希望されており、今回譲受人との話がまとまったようです。譲受人は北郷で大々的に水稻を栽培されている認定農業者です。譲渡人とも確認が取れております。問題無いと思いますので、ご審議お願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号 28 番、29 番について、担当委員より報告願います。
	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号 28 番、29 番について、譲受人が同じで隣接していますので同時に説明します。場所は、北郷から都城に向かう途中にある昼野地区にあります。譲受人は新規の農業者で、2, 3 年地元の農家で修業をされ、新たに独立されとの事です。譲渡人は県外と市外に在住の方で、28 日に電話にて確認しました。以前は別の方に貸しておりましたが、売りたいという事で今回話がまとまったようです。譲受人は申請地を取得後、露地野菜を栽培されとの事です。問題無いと思いますので、ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 30 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、5 番田中です。受付番号 30 番について説明します。申請地は、潟上小学校から串間方面へ約 6 km 行くと伊崎野地区があり、伊崎野地区の一番端の家の裏にあるハウスの一画の田んぼです。譲受人はハウス金柑、せとか、マンゴー、ライチを栽培しておられます。譲渡人は現在農業はされていない状況ですので何も問題無いと思います。また、対価が発生しておりませんが、これは以前交換をされていたという事で、まだ申請地の登記がされておらず、今回の申請となったようです。ご審議お願い致します。以上です。

10:50	議 長	只今、担当委員から所有権移転についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 5 号農用地利用集積計画、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、農用地利用集積計画、所有権移転は原案どおり計画に同意することに決定しました。
		続きまして、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 31 番、32 番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	はい、7 番歌津です。まず、受付番号 31 番について説明します。26 日に現地調査致しました。申請地は、風田にある老人ホームの下 の風田星倉線沿いの両側 2 筆です。貸人には 26 日に確認し、間違いないとの事でした。
		続いて、受付番号 32 番について説明します。25 日に現地調査致しました。申請地は、風田星倉線沿いの貸人の自宅裏の 3 筆です。貸人には 25 日に確認し、間違いないとの事でした。何ら問題無いと思 いますのでご審議お願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号 33 番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、15 番川添です。受付番号 33 番について説明します。28 日に電話にて確認致しました。場所は、殿所地区内の東郷橋の手前 300 mの旧道の脇のハウスの一部です。中間管理機構との契約ですので、何も問題無いと思います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 34 番について、担当委員より報告願います。
	加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 34 番について説明します。28 日に現地調査致しました。貸人が入院中 との事で、中間管理機構の金丸さんに連絡して確認しました。申請地は、潟上小学校から南郷駅の方へ約 1 km行き、南郷北方線の南側の田んぼです。何も問題無いと思いますので、ご審議お願い致します。以上です。

10:54	議 長	只今、各担当委員から中間管理権設定についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 5 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は原案どおり計画に同意することに決定しました。
		次に、議案第 6 号非農地証明願について、2 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	平 賀	はい、4 番平賀です。受付番号 1 番について説明します。8 月 29 日に所有者の長男と現地調査致しました。申請地は、市道楠原平野線にあるドラッグストアの北側約 100m の所で、J R 日南線に隣接しております。申請地は 10 年以上耕作放棄され、将来的にも農地として利用するのが困難な土地と判断しました。ご審議お願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号 2 番について説明します。場所は周辺の地番から、北郷にある神社の手前で県道敷きになっていると思われますが、確認は取れておりません。その為、申請地は現地確認不能地ということになります。
	次 長	議長。
	議 長	どうぞ。
	次 長	はい、受付番号 2 番について補足説明させていただきます。申請の段階では、当初 3 条で申請がありましたが、登記は残っているものの地図が無く、現地確認不能で課税上でも非課税となっている土地でした。地籍の段階で抹消登記することができる所だろうと判断しております。ですから 3 条申請としては受け付けず、現地確認できないので農地ではない、非農地証明で処理するという事で申請者にもご説明致しました。以上です。

11:03	田 中	議長。5 番田中です。
	議 長	どうぞ。
	田 中	現地の確認ができていないものを非農地として証明できるものな んですか。
	次 長	はい、この案件を皆さんに諮り、農地でないという証明をしてい ただこうと思いましたが、本人の手続きで抹消登記等するというや り方もあると思いますので、受付番号 2 番については申請人に取り 下げをするよう指導したいと思います。
	議 長	只今、事務局から説明がありましたように、受付番号 2 番につい ては現地確認不能地の為、取り下げの指導をするとの事です。では、 議案第 6 号、非農地証明願、受付番号 1 番について、証明すること に賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 6 号、受付番号 1 番は原案どおり承認することに決定しました。 次に、議案第 7 号非農地判断について、16 件の審議をお願いします す。それでは、整理番号 133 番から 148 番について、担当委員より 報告願います。
	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。整理番号 133 番から 148 番について説明します。申請地は、北郷町宿野にある神 社から少し行くと、右に旧県道があります。その先に林道があり、 そこから約 300m 行った川向かいの山手側の農地です。整理番号 133 番から 148 番は全て、30 年程前から山林化しており、周辺も全て山 です。非農地判断は妥当と思います。先月の農地パトロールでも現 地確認した所です。以上です。
	議 長	只今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 7 号、非農地判断について、承認することに賛成さ れる方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 7 号は原 案どおり承認することに決定しました。

11:05	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。
11:11		《報告事項》 終 了

第27回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長 谷 口 久 光 

署名委員 池 田 陽 子 

杉 本 昭 二 